

## 伊豆中央道・修善寺道路 ETC 多目的利用サービス割引利用規約（いずトクX割引）

### （目的）

第1条 この規約は、有料道路「伊豆中央道」及び「修善寺道路」（以下「対象道路」といいます。）において、静岡県道路公社（以下「公社」といいます。）が実施する「ETC 多目的利用サービス割引」（以下「本割引措置」といいます。）の利用に関し必要な事項を定めます。

2 公社は、対象道路に導入する ETC 多目的利用サービス（以下「ETCX」といいます。）のサービス提供事業者である ETC ソリューションズ株式会社（東京都港区、以下「サービス提供事業者」といいます。）の協力を得て、本割引措置を実施します。

### （定義）

第2条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めのない限り、次のとおり定義します。

- (1) ETCX 会員 サービス提供事業者が定める ETCX の会員登録手続きを完了した方をいいます。
- (2) 割引適用者 本割引措置の登録手続きを完了した ETCX 会員をいいます。
- (3) ETCX 会員規約 サービス提供事業者が定めた ETCX 会員に対して適用される規約をいいます。
- (4) ETCX 会員 ID ETCX 会員規約で規定されている会員 ID をいいます。
- (5) ETCX ホームページ サービス提供事業者が運営する ETCX の会員登録及び会員へのサービスのためのウェブサイトを開きます。
- (6) 割引マイページ ETCX ホームページ内に設置される、本割引措置の登録等の手続きを行うウェブサイトを開きます。
- (7) ETC カード ETC システム取扱道路管理者が定めた「ETC システム利用規程」に規定する ETC カードのことをいいます。
- (8) 登録 ETC カード ETCX 会員登録されている ETC カードを開きます。
- (9) デジタルサイネージ盤 料金所の車線の側方に設置する、ETCX のシステム処理状況や通行料金の額等を示す案内板を開きます。

### （適用範囲）

第3条 この規約は、本割引措置の適用を受けようとする方（以下「割引申込者」といいます。）及び割引適用者に対して適用されます。

### （割引の利用申込）

第4条 割引申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネットにより、本割引措置の利用登録をサービス提供事業者に申し込んでください。

2 前項の申込においては、次の各号の区分のいずれか又は全てを選んで登録することができます。

(1) 「伊豆中央道、修善寺道路共通」

伊豆中央道（江間料金所）、修善寺道路（大仁料金所）の通行が、いずれも割引適用対象となります。

(2) 「修善寺～熊坂」

修善寺道路（修善寺料金所）の通行のみが、割引適用の対象となります。

- 3 前項の登録区分の変更は、インターネットにより、サービス提供事業者に申し込むことができます。
- 4 割引適用者は、割引マイページで、前3項の登録事項を確認することができます。

（実施方法）

第5条 公社は、登録 ETC カードを用いて ETCX により対象道路を通行した割引適用者に対し、本割引措置を適用します。

- 2 公社は、本割引措置を適用したときは、料金所のデジタルサイネージ盤により、割引適用について、割引適用者に対して表示します。ただし、通行回数は表示しません。
- 3 割引適用者は、割引マイページで、本割引措置の利用履歴を照会することができます。

（割引の適用）

第6条 公社は、割引適用者が登録 ETC カードを用いて ETCX により対象道路を通行した回数を集計し、その通行回数に応じた、所定の無料通行回の付与及び割引料金額により、割引を適用します。

- 2 前項の通行回数を集計は、ETCX のシステムにより ETCX 会員 ID 毎に行います。
- 3 第1項の無料通行回の付与の詳細及び割引料金額は、別に定めるとおりとします。
- 4 第1項の通行回数を集計は 160 回を上限とし、160 回を超えた最初の通行については、1 回目として、再度集計を行うものとします。

（解約）

第7条 割引適用者が、ETCX 会員でなくなったときは、本割引措置の登録を解約します。この解約をもって、前条第1項に規定する ETCX の通行回数は消滅します。

（免責事項）

第8条 公社は、次の各号に掲げるときに、割引申込者又は割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

- (1) 公社又はサービス提供事業者が、システム管理上の必要から本割引措置の利用を制限し又は停止したとき
- (2) 公社又はサービス提供事業者が、道路管理上の必要又はシステム管理上の必要から ETCX システム若しくは ETC カードの利用を制限し又は停止したとき
- (3) 公社又はサービス提供事業者の責に帰することができない登録事項の誤りにより、本割引措置の利用が遅延又は不能となったとき
- (4) 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故により、本割引措置の利用が遅延又は不能となったとき
- (5) 公社又はサービス提供事業者の責に帰することができない通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、割引申込者及び割引適用者の個人情報漏えいし又は詐取されたとき
- (6) サービス提供事業者が ETCX 会員規約又は本規約に定める手続きに従って、本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用その他の不正行為があったとき

(通信費用等)

第9条 割引申込者又は割引適用者による通信費用又は電子メールを受信するための通信費用は、自己負担となります。

(個人情報の保護)

第10条 会社は、割引申込者及び割引適用者の個人情報を、静岡県道路公社個人情報保護規程(平成18年3月23日 静道公規程第36号)及び静岡県道路公社個人情報保護規程施行規則(平成18年3月23日 静道公規則第227号)に従って適切に取り扱います。

(規約の変更)

第11条 会社は、割引適用者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の施行日以降は、変更後の規約の内容が全て従前の規約に優先するものとします。

2 会社は、前項の変更を行った場合、変更内容を会社のホームページ及び割引マイページにおいて周知します。

3 会社は、第1項の変更によって割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

(本割引措置の終了)

第12条 会社は、本割引措置を終了する場合、終了日の1か月前までに会社のホームページ及び割引マイページにおいて周知します。

2 本割引措置の終了をもって、第6条第1項に規定するETCXの集計済みの通行回数は、消滅します。

3 会社は、本割引措置の終了によって割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

(準拠法)

第13条 この規約の解釈にあたっては、全て日本法を準拠法とします。

(合意管轄裁判所)

第14条 割引適用者は、会社との間でこの規約に係る訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附 則

この規約は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から施行する。